

## **[事案 22-113] 積立利息・配当金支払請求**

・平成 23 年 6 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

加入時の募集人の説明と異なり、満期時受取額が払込保険料総額を下回ったため、満期時受取額と払込保険料との差額の支払いを求め申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 4 年 6 月頃、営業担当者から、満期時受取額は払込保険料相当額を下回ることではなく、既に加入していた他社のこども保険の利息より良い、他社解約時の損金(既払込保険料一解約返戻金)は負担するから、解約して加入し直したほうが良い、と勧められ、2つのこども保険に加入した。ところが、今般届いた「満期のお知らせ」を見ると、2件で 50 万円近く、払込保険料を下回っていた。

本件契約は、当時の営業担当者が勧誘の際に、「満期金が絶対に元金を下回らない」という説明で締結したのだから、元金(払込保険料相当額)は少なくとも支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下のとおり、本件契約について、満期時受取額を払込保険料相当額とすることに理由はなく、請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約は契約者の死亡(高度障害)による養育資金の支払、保険料免除、被保険者の死亡・高度障害に対する保障等を備えた生命保険であり、約款でも満期時受取額について払込保険料相当額を最低保証するものとなっていない。
- (2) 募集担当者に確認したところ、担当者は申立人が主張しているような満期時受取額は払込保険料相当額を下回らないとする説明を行った事実は確認できなかった。
- (3) 設計書(メモ欄)の募集担当者による書き込みは、「設計書に掲載されている予想満期時お受取額」と「保険料払込総額」との差額の計算結果を示したものにすぎず、満期時に設計書記載の金額が支払われることや、満期時受取額について払込保険料相当額を最低保証することを約束する意図で書いたものでないことを、募集担当者に確認している。

### **<裁定の概要>**

申立人の主張の法律的な根拠は必ずしも明らかではないが、裁定審査会では、(1)「元金を下回ることはない」との募集人の発言があったことから本件契約は元本保証を内容とする契約である、(2) 募集人が虚偽の説明を行ったことによる詐欺(民法 96 条)を理由として契約を取り消す、という 2つの主張をするものと理解し(なお、本件契約は消費者契約法施行前であるから、同法 4 条による取消しは考慮しない)、各々の主張について、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、本件申立内容は認めることはできないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 契約内容について

保険契約は附合契約【注】であり、契約内容は約款に従うことになり、本件契約の約款には元本を保証する旨の記載は存在しない。

そして、生命保険契約の契約当事者は、保険会社と契約者（申立人）であり、募集人(営業担当者)は媒介の権限を有するのみで、契約締結権限を持たないため、募集人は申立人との間で、約款と異なる合意に基づく契約を締結することはできない。

したがって、本件契約が元本保証の契約であるという申立人の主張は認められない。

(2) 詐欺取消しについて（民法 96 条）

下記のとおり、詐欺の事実を認定することはできず、申立人の主張は理由がないものと判断せざるをえない。

①本件においては、提出された設計書のメモ欄に、相手方の募集人が書きこんだ計算式および「お得です」という記載があるが、これは当時の予想配当を前提とした満期時の受取金額の予想とは判断できるものの、この事実のみをもって募集人が申立人に対し「元金を下回ることはない」と虚偽の事実を告げた欺罔行為があったと直ちに判断することはできない。

②本件では、契約から 20 年近くが経過しており、一般的に当時の状況の記憶が不鮮明であると推定されること、当審査会手続きでは宣誓をしかつ反対尋問を経た供述が得られないこと、募集人の欺罔行為を認定する客観的な証拠に乏しいこと、申立人の主張する欺罔行為を推定する間接事実としての「募集人が保険契約の乗換えを勧め、乗換えによって申立人が被った損害を募集人が自ら填補した」との主張を推認するに足りる客観的な証拠の提出がないこと等により、本件における募集人の欺罔行為の存在を認定できる証拠を、当審査会が得ることは不可能であると判断する。

【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことで、相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。